

令和8年度入学者募集要項

宮城県立支援学校女川高等学園

1 募集学科、学年及び定員について

産業技術科 第1学年（男・女） 24人

2 出願資格について

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度の者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

【留意事項】

イ 原則として特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

ロ 通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、以下のいずれかの書類を出願書類に添付すること。

- | |
|---|
| ① 知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等） |
| ② 市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書 |

* 支援学校高等学園等を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けることとなっているので、本校の教育相談を受けていない場合は、早急にお問い合わせください。

3 出願手続について

出願に関する一切の手続は、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）が行う。

（1）出願書類

必ず提出するもの	
☐ 出願者一覧	
☐ 入学願書	
☐ 調査書	

該当する場合に提出するもの	
☐ 知的障害を証明する書類	知的障害学級に在籍していない場合
☐ 特別支援学校高等部・専攻科出願承認書	県外からの出願の場合
☐ 副申書	調査書の内容に記入しきれない場合
☐ 長形3号の封筒1通（切手を貼付すること）	郵送による出願の場合
☐ 角形2号の封筒1通（切手を貼付すること）	選考結果及び合格通知の郵送を希望する場合

* 療育手帳の写しは、表紙及び本人の欄だけでなく、次回判定日が分かる判定の記録欄も必要です。

* 貼付する切手代については、「9. その他」の表を参照してください。

（2）出願書類の受付

イ 出願期間 令和7年11月21日（金）から令和7年11月28日（金）まで

* 午前9時から午後4時まで（時間厳守）。

* 土日祝を除く。

* 郵送する場合であっても受付最終日（令和7年11月28日）の午後4時までに必着のこと。

ロ 受付場所 宮城県立支援学校女川高等学園（1階 教育相談室）

ハ 提出方法（持参又は郵送）

郵送により出願書類の提出を行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きの上、簡易書留で送付すること。

また、その際には受検票送付用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金（※1）分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）を同封し、出願書類を併せて宮城県立支援学校女川高等学園校長宛に送付すること。

宛先 〒986-2231 牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60-3
宮城県立支援学校女川高等学園 校長 宛

（3）県外からの出願

イ 出願資格と出願承認の申請

- ・ 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部の援助が必要で社会生活への適応が困難である者
- ・ 他の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和8年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和8年3月修了見込みの者は、出身学校長を経て出願承認のための書類を宮城県立支援学校女川高等学園校長に提出し、承認を得なければならない。

ロ 提出書類の内訳

① 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願【様式第1号】

② 本県の支援学校高等学園に入学を志願する理由を証明する書類

（住居に関する証明書、転勤・在勤等を証明する書類等）

ハ 出願承認手続の受付期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月7日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）とする。

（4）出願の取消

出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立支援学校高等学園出願取消し届【様式第3号】により出身学校長を経て、速やかに宮城県立支援学校女川高等学園校長に届け出るとともに、受検票を返還する。

（5）その他

イ 出願希望者は、原則として出願前に本校における教育相談を受けること。

ロ 共通学力検査及び能力検査等において、身体上のこと等で特に配慮を要する場合は、事前にその旨を宮城県立支援学校女川高等学園校長と電話等で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、受検上の配慮申請書【様式第8号-1】を提出すること。

4 入学者選考について

（1）選考日 令和7年12月10日（水）

（2）会場 宮城県立支援学校女川高等学園（牡鹿郡女川町浦宿浜字十二神 60-3）

(3) 内 容

① 共通学力検査	「国語」「数学」
② 作業能力検査	集団検査
③ 個人面接	受検生のみ

(4) 日 程

受 付		8 : 3 0 ~ 8 : 5 0
点呼及び選考検査場の準備		8 : 5 0 ~ 9 : 2 0
共通学力検査	国 語 (4 5 分)	9 : 2 0 ~ 1 0 : 0 5
	休 憩 (2 0 分)	1 0 : 0 5 ~ 1 0 : 2 5
	数 学 (4 5 分)	1 0 : 2 5 ~ 1 1 : 1 0
休憩・移動 (2 0 分)		1 1 : 1 0 ~ 1 1 : 3 0
作業能力検査 (5 0 分)		1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 2 0
昼食・休憩 (4 5 分)		1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 5
諸連絡・移動 (1 0 分)		1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 1 5
個人面接 (一人 1 0 分)		1 3 : 1 5 ~
※面接が終わり次第、順次終了		1 3 : 3 0 頃～

(5) 携行品

☐ 受検票	☐ 鉛筆（シャープペンシル可）	☐ 消しゴム	☐ 鉛筆削り	
☐ 一組の三角定規	☐ コンパス	☐ 昼食・飲み物（お茶・水等）	☐ 腕時計	☐ 上履き

* 学力検査を受ける際、分度器 (分度器機能付きの定規や角度が表記されている定規を含む) の使用や、計算、翻訳、通信等の機能を有する機器類 (スマートフォン・スマートウォッチ等を含む) の使用は認めない。

* アラーム音を発するなど、検査の公正を欠くおそれのある物の使用は認めない。

(6) 追検による選考の実施

イ 第一次選考日当日に、本校で実施する共通学力検査及び諸検査等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

ロ 追検による選考は、第一次選考日当日に共通学力検査及び諸検査等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

- ・インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状がある者
- ・その他やむを得ない事由がある者

ハ 第一次選考日当日において、共通学力検査のうち一教科でも受検した場合には、追検による選考は認めない。

ニ 追検による選考における共通学力検査及び諸検査等は、第一次募集選考に準じて実施する。

ホ 実施上の手続は以下のとおりである。

- ・やむを得ない事由により共通学力検査及び諸検査等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡する。
- ・当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、宮城県立支援学校女川高等学園校長へ電話等で連絡する。
- ・当該出身学校長は、令和7年12月11日 (木) 午後5時までに、追検による選考申請書【様式第7号-1】に証明書類等を添付し、宮城県立支援学校女川高等学園校長へ持参または郵送する。
- ・申請書及び証明書類等 (以下申請書類という。) を受理した宮城県立支援学校女川高等学園校長は、申

請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校宛に追検による選考受検許可証【様式第7号-2】を送付する。

- ・追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証【様式第7号-2】を受付で提示し受検する。
- ・追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。

(7) 保護者・引率者へのお願い

- イ 入学者選考検査中、受検生の体調不良等があった場合に対応をするため、受付から検査終了まで、保護者又は引率者は保護者控室に待機すること。
- ロ 昼食は、受検生用と保護者用を別々に準備すること。
- ハ 受検生が携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等を検査会場に持ち込むことはできないことを事前に受検生本人と確認をしておくこと。

5 合格者の発表及び通知について

(1) 合格発表

- イ 日 時 : 令和7年12月18日(木) 午後3時
- ロ 場 所 : 宮城県立支援学校女川高等学園 正面玄関前
- ハ 発表方法 : 受検番号を掲示する。電話等の問い合わせには対応しない。

(2) 結果通知書(入学手続に関する書類を含む)

- イ 出身学校長を経て本人に通知する。
- ロ 結果通知書の郵送を希望する出身学校は、結果通知用封筒1通(角形2号、簡易書留速達郵便料(※1)分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの)を出願書類と併せて宮城県立支援学校女川高等学園校長宛に送付すること。

6 入学者の辞退について

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届【様式第4号】により出身学校長を経て宮城県立支援学校女川高等学園校長に届け出ること。

7 合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付について

出身学校長は、合格した生徒に関する以下の資料を宮城県立支援学校女川高等学園校長宛に令和8年3月25日(水)まで持参(親展文書)又は簡易書留親展文書で送付すること。

- ・指導要録の写し
- ・中学3年生の時に作成した個別の教育支援計画の写し
- ・中学3年生の時に作成した個別の指導計画の写し
- ・児童生徒健康診断票(一般)及び児童生徒健康診断票(歯・口腔)
- ・体力、運動能力に関する記録

*令和2年3月末までに中学校を卒業した者については、この限りではない。

8 共通学力検査教科別得点の簡易開示について

共通学力検査教科別得点の簡易開示について、希望する受検者等は、宮城県立支援学校女川高等学園に申し出ること。なお、開示期間は合格発表日から土日と閉庁日を除く1か月間とする。

受検者本人が来校する場合は受検票又は合格通知書が必要となる。受検者本人が来校しない場合にはその他に戸籍や代理人であることを証明する書類が必要となる。

9 その他

- (1) 入学手続については、合格発表後に追って連絡する。
- (2) 【各種様式】が必要な場合は、本校まで問い合わせること。
- (3) 出願についての問い合わせ先
宮城県立支援学校女川高等学園 Tel (0225) 50-1088 (担当：主幹教諭 尾形典子)

※1 郵便料金

基本料金			速 達	簡易書留	合 計
定形郵便物 (長形3号の場合)	50 g 以内	110 円	300 円 (250 g まで)	350 円	例1 760 円
定形外郵便物 (角形2号の場合)	50 g 以内	140 円			790 円
	100 g 以内	180 円			830 円
	150 g 以内	270 円			例2 920 円
	250 g 以内	320 円			970 円

- (例1) 郵送により出願する場合 (2人出願する場合)
- | | | |
|--------------------|--------|----------------|
| ・長形3号封筒・・・・・・・・・・ | 約5.0 g | |
| ・中学校宛の通知・・・・・・・・・・ | 約8.0 g | |
| ・受検票・・・・・・・・・・ | 約1.5 g | × 2人 |
| 計 | 16.0 g | 簡易書留速達料金 760 円 |
- (例2) 合否通知書の郵送を希望する場合 (2人出願する場合)
- | | | |
|--------------------|-------|----------------|
| ・角形2号封筒・・・・・・・・・・ | 約16 g | |
| ・中学校宛の通知・・・・・・・・・・ | 約16 g | |
| ・受検者及び保護者宛の通知・・・・ | 約48 g | × 2人 |
| 計 | 128 g | 簡易書留速達料金 920 円 |